

日本語教育機関の告示基準の改正に係る日本語教育振興協会からの質問【文化庁回答】

登録者	質問	回答
1	今後、日本語教師の資格は国家資格になるのでしょうか。	現在、文化審議会国語分科会において日本語教師の国家資格化を含めた検討を行っているところです。審議会の報告は令和2年3月にまとまる予定であり、令和元年12月13日まで文化庁のホームページで意見募集を行っています。御意見がありましたら、お寄せいただきたいと思います。
2	公認日本語教師の認定試験と、現行の日本語教育能力検定試験は、どういう関係になりますか？	現在、文化審議会国語分科会において日本語教師の資格化について検討を行っているところです。公認日本語教師(仮)の登録要件として、試験の検討がなされており、その内容は、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」に示された日本語教師養成修了段階に求められる必須の教育内容に基づくものとするという提案がなされています。
3	現在すでに告示校で日本語教師として働かれている方は、新しい資格制度ではどのように扱われるのでしょうか？	公認日本語教師(仮)の登録要件については、現在、文化審議会国語分科会において検討を行っている段階です。審議会提案としては、法務省の告示基準に示された教員要件を既に満たす方については、経過措置として移行期間を設けた上でそのまま公認日本語教師に登録できることとするという意見が示されています。審議会の報告は令和2年3月にまとまる予定であり、令和元年12月13日まで文化庁のホームページで意見募集を行っています。経過措置に関する御意見がありましたら、お寄せいただきたいと思います。
4	これまで検定試験合格者には学歴が問われていませんでしたが、審議中の資料では「学士」という表記がありますが、その考えはどこから来るものなのでしょうか？	平成31年報告において「専門家としての日本語教師は、単なる語学のインストラクターではなく、言語教育者として、日本語教育を通じた人間の成長と発達に対する深い理解と関心を有すること」が求められています。また、日本語教師(養成)に求められる資質・能力に示された知識・技能・態度からも、これからの公認日本語教師(仮)に求められる要件の一つとして学士が検討されていると承知しています。審議会の報告は令和2年3月にまとまる予定であり、令和元年12月13日まで文化庁のホームページで意見募集を行っています。学士要件に関する御意見がありましたら、お寄せいただきたいと思います。
5	現在は、学士の学位がない人でも「日本語教育能力検定試験」に合格すれば、日本語教師の資格が得られますが、資料4を拝見すると、「日本語教師の教育能力などを評価する試験」+「教育実習」+「学士の学位」と非常に高いハードルになっていると思います。学士の学位がなく、現在日本語教師として経験がある人には、もう少し緩和して頂きたいと思います。	公認日本語教師(仮)の登録要件については、現在、文化審議会国語分科会において検討を行っている段階です。審議会提案としては、法務省の告示基準に示された教員要件を既に満たす方については、経過措置として移行期間を設けた上でそのまま公認日本語教師に登録できることとするという意見が示されています。これからの時代を担う、専門家としての日本語教師に求められる要件について、様々な考え方が示されており、令和元年12月13日まで文化庁のホームページで意見募集を行っておりますので、御意見がありましたら、お寄せいただきたいと思います。

6	<p>資格化の議論がある中で、「ボランティア」は今後「日本語教師」「日本語教育人材」としてカウントされますか？もうボランティアはカウントしないで、「プロの日本語教師が全然いない」という言い方にはできないのでしょうか。また、Youtube等で解説している人やフリーランスでインターネット上でワンペアで日本語を教えている人が、「日本語教育人材」として＝プロとして認められるためには、資格を見せる必要があると思うのですが、そのようにしていけそうですか。それとも機関に所属していなければ、検討対象外ですか？</p>	<p>現在、文化審議会国語分科会において検討している資格の議論では、機関に所属しているかどうかは問題にしておらず、個々の日本語教師の資質・能力や専門性を証明することを目的として資格について検討を行っているところです。審議会の報告は令和2年3月にまとまる予定であり、令和元年12月13日まで文化庁のホームページで意見募集を行っています。御意見がありましたら、お寄せいただきたいと思ひます。なお、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」において、ボランティア(日本語学習支援者)は日本語教育人材として整理されています。</p>
7	<p>日本語教師歴30年の非常勤講師から、「私は初任、中堅、主任、どれを受講したらいいのか」と質問されたが、どう答えたらよいか。今出ている現職者研修には、日本語教育業界を支えている非常勤講師の視点が全くないように感じる。</p>	<p>研修を選択いただくのは日本語教師自身です。現職者研修には、常勤・非常勤の区別はありません。「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」において、それぞれ求められる資質・能力と研修における教育内容が示されていますので、御覧いただき、御自身に必要なと思われる研修を受講いただければと思ひます。専門家としての日本語教師に求められる資質・能力の中に、「日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し、常に学び続ける態度を有していること」とあります。自身の専門性への自覚と情熱があれば、自らに必要な研修を選び取ることはできるものと思ひます。現職日本語教師がもっと気軽に、研修を受けられる体制をこれから作っていきけるよう努めていきます。</p>
8	<p>小委員会、ワーキンググループの中に、日本語学校関係者があまりにも少ないと思ひます。文化庁がしっかりと委員としてスカウトして欲しいと思ひますが、現場の関係者が少ないのには何か理由がありますか？</p>	<p>御意見ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。現在、文化庁では、国語分科会の報告に関する意見募集を令和元年12月13日まで文化庁のホームページで行っています。審議会委員に関する御意見がありましたら、お寄せいただきたいと思ひます。</p>
9	<p>地域の日本語教育に携わりたいですが現状地域の活動で十分な収入は得られません。ですからいつまでもボランティアに頼るほかありません。これについていかがお考えですか。</p>	<p>現在、文化審議会国語分科会において日本語教師の資格化について検討を行っているところです。審議会の報告は令和2年3月にまとまる予定であり、令和元年12月13日まで文化庁のホームページで意見募集を行っています。御意見がありましたら、お寄せいただきたいと思ひます。</p>
10	<p>日本語教師養成講座の抜本的改革をお願いします。面接に来る人が、あまりにも授業の基礎さえできていません。JLPTやEJUのことも何も知りません。こんな人たちを、一人前にするための教員の負担は大きすぎます。</p>	<p>文化庁では、平成28年から日本語教師養成の教育内容を含めた、日本語教育人材の養成・研修の在り方について検討を行い、平成31年3月に国語分科会報告をまとめております。ここでは、留学生に対する日本語教師【初任】や【中堅】の研修内容を示しており、日本語教育人材の養成・研修カリキュラム開発事業により研修モデルが開発されています。今後は、各学校が教員研修を実施する以外に、現職日本語教師に対する研修を全国で広く普及することにより、日本語教育の質の向上に努めていきたいと考えております。文化庁届出受理日本語教師養成研修については、今後も質の確保に努めて参ります。</p>

11	JFスタンダードをそのまま使ってもらえないでしょうか。10年かかって作られたものをまた作り直すとか無駄。省庁縦割りとかそういう理由ですか？	JF日本語教育スタンダードは、海外で日本語を学ぶ学習者を対象として作成されたものであり、「生活者としての外国人」を対象とした場面や能力記述文、文字(漢字)に関する扱いや、B2以上のレベルに関する能力記述文など、今後更なる検討が必要となる部分があると認識しています。また、当時はCEFR(2001)を参考としたと承知していますが、2018年には補遺版が示されています。よって、文化庁としては、国際交流基金と協働して、国内外共通した新たな日本語教育の標準を国語分科会において策定することとしています。
12	教員不足は日本語学校に限らず日本の学校全体が抱える問題であると思うが、文化庁には日本語教師の魅力や重要性を若い世代に発信して欲しい。	御意見ありがとうございます。「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」の127ページ以降には、日本語教師のキャリアパスの例を示しています。また、文化庁では毎年日本語教育大会を開催し、日本語教師の仕事の魅力の発信に努めています。是非御参加ください！
13	5点セットはどこで入手できますか。	文化庁国語課にて郵送料のみ御負担いただきますが、配布しております。詳しくはこちらホームページを御覧ください。 http://www.nihongo-ews.jp/infomation/curriculum
14	今回の新告示基準には点検項目として地域貢献、社会貢献があるが、文化庁としてこれらの促進のため、小中学校、高校や自治体と日本語学校をつなぐ仕組みを構築する考えがあるか。	文化庁では、令和元年度から「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、都道府県・政令指定都市等に対して補助金による支援を行っています。この事業では、学校、自治体、企業、日本語教育機関が連携して地域日本語教育を推進するための支援を行っています。また、地域における日本語教育の中核人材として地域日本語教育コーディネーターの研修や、地域日本語教育の専門家をアドバイザーとして派遣するなどの支援を行っています。
15	日本語教育の地位向上に対する動きはあるのでしょうか。	日本語教師の社会的地位の向上のためには、まず、専門家としての日本語教師がその専門性を証明する仕組みを作る必要があると考えています。現在、産業界においても就労者に対する日本語教師が求められており、専門性を証明するための資格は、日本語教師の活躍に資するものと考えています。
16	日本語教育機関における発達障害の受け入れガイドラインの作成や教師向けの研修をしてほしい。留学生本人は気づかず、親元を離れて一人で抱えこむケースがある。	御意見ありがとうございます。今後の検討の参考にさせていただきます。「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」の難民に対する日本語教師【初任】研修の教育内容には、発達障害やPTSDなどに対応するための基礎知識を学べるよう項目を入れていきます。
17	日本語教育推進法 第十七条に、国民の理解と関心の増進、というのがありますが、文化庁の立場としてどのような取り組みをしますか？	文化庁日本語教育大会をはじめ、日本語教育の重要性を広く国民に発信する催しの開催や、日本語教育に関する審議会の検討状況や報告、様々な施策・事業の情報提供などを文化庁のホームページで行っています。
18	日本語教育推進法の行政機関の司令塔は文化庁国語課になるのでしょうか？	日本語教育推進法の所管省庁は文部科学省と外務省となっています。

19	日本語教師の資格化について、現行告示校の教員に対する経過措置は認めるべきではないのではないか。	現在、文化審議会国語分科会において日本語教師の資格化について検討を行っているところです。審議会の報告は令和2年3月にまとまる予定であり、令和元年12月13日まで文化庁のホームページで意見募集を行っています。御意見がありましたら、お寄せいただきたいと思います。
20	日本語教師の資格化について、既存の試験の活用は考えないのか。	現在、文化審議会国語分科会において検討を行っているところであり、令和元年12月13日まで文化庁のホームページで意見募集を行っています。日本語教育能力の判定に関する御意見がありましたら、お寄せいただきたいと思います。
21	日本語の教員免許について議論はされていますか。可能性は在りますか。	日本語の教員免許についての議論は行われておりません。
22	公認日本語教師の経過措置は、現職だけではなく、元日本語教師だった人も含めてください。	公認日本語教師(仮)の経過措置は、現職日本語教師だけを対象とするものではありません。現在、法務省告示基準の教員要件を満たす者を経過措置の対象としてはどうかという意見が出ているところです。審議会の報告は令和2年3月にまとまる予定であり、令和元年12月13日まで文化庁のホームページで意見募集を行っています。御意見がありましたら、お寄せいただきたいと思います。
23	これからの日本語教師の試験に、日本語を教える技術的なメソッドだけでなく、日本の歴史や古典、日本の文化に関する試験も取り入れるべきと思います。教養と文化の裏付けがない日本語教師は日本語教師としてつまらないと思います。	現在、文化審議会国語分科会において検討を行っているところであり、令和元年12月13日まで文化庁のホームページで意見募集を行っています。日本語教育能力の判定に関する御意見がありましたら、お寄せいただきたいと思います。
24	日本語教育の標準の策定について、現在どのような方向性かお教えてくださいませ。文字のことがでましたが、漢字テストが別立てのテストになるなど議論があるのでしょうか。	現在、国語分科会日本語教育小委員会の下にワーキンググループを設置し、検討を行っているところです。方向性についてもまだ具体的に示されておりませんので、今後の日本語教育小委員会の議論に御注目いただければと思います。
25	民業圧迫になるのかもしれないが、国語研長期研修のような公的な研修や420時間養成講座を作ることはできないのでしょうか。それが難しいのであれば、せめて届出制ではなく審査登録制にできないでしょうか。	文化庁としては、専門家としての日本語教師の養成プログラムの開発のほか、現職日本語教師の研修を広く普及することにより、日本語教育の質の向上に努めているところです。文化庁届出受理研修については、今後も質の確保に努めて参ります。
26	日本語教育の担い手として、国、地方公共団体、民間、ボランティアの関係をどう考えますか？	「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」の124ページに地域における日本語教育人材の連携の例が示されています。そこでは、地域日本語教育コーディネーターと日本語教師、日本語学習支援者が連携して教室運営を行うことが提示されています。地域日本語教育は、地域の実情に応じて、地方公共団体が人材の養成や配置、日本語教室の実施が行えるよう、国は基本指針や中核人材である地域日本語教育コーディネーターの研修、財政支援を行うこととしています。文化庁では、令和元年度より、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業として都道府県・政令指定都市等を対象とした補助事業を実施しています。

27	<p>日本語教育の資格について、地域の生活者や児童生徒など、教える対象や現場に応じた資格、或いは段階的な資格試験を設けてはどうか。そういった議論はなされていますか。</p>	<p>「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」において日本語教師の活動分野別に求められる資質・能力及び研修内容が示されていますが、対象別の資質・能力の獲得のためには、研修が望ましいとの提案をいただいているところで、現在、文化庁委託の日本語教育人材の養成・研修カリキュラム開発事業により活動分野別の日本語教師に対する研修モデルが開発されています。今後、現職日本語教師に対する研修を全国で広く普及することにより、日本語教育の質の向上に努めていきたいと考えております。</p>
28	<p>地域に日本語教育を広げていくためには、日本語教育の専門家として日本語教師の参加も必要かと思いますが、一方で日本語教師の地域での日本語教育の理解も必要かと思いますが、日本語教師が地域日本語教育に関わっていく仕組み作りについて、どのような可能性があると思われますか。</p>	<p>地域の日本語教育は、日本語学校における留学生に対する日本語教育とは異なります。日本語教師が地域の日本語教育においても専門性を発揮していただくために、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」に示された「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】研修などを受講いただき、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等について御理解いただいた上で、御活躍いただければと思います。本報告の124ページには地域における日本語教育人材の連携の例が示されています。</p>